

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月廿五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
土地改良区の定款変更認可
鳥取県製炭傳習要綱の一部改正
- ◇選挙告示 選挙運動に関する收支報告書要旨
- ◇正誤 昭和二十八年九月八日鳥取県規則第五十八号
中訂正

告示

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年九月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

宇田川村下囃土地改良区

- 森田文一 西伯郡宇田川村大字高井谷
- 森田守夫 大字中西尾
- 森田勝 大字高井谷
- 前森田定彦 大字中西尾
- 森田賀美 大字高井谷
- 森田清一 大字高井谷

天万土地改良区

- 福間茂信 西伯郡手間村大字天万

- 市川茂義
- 内藤満利
- 伊藤要
- 岩佐寛一
- 門脇一
- 福山小太郎
- 宇田川熙
- 竹内鉄藏

大字宮前

新井金市
光徳村東坪土地改良区

木下 昇 西伯郡光徳村大字東坪
大崎政春
米本登一
松本守章
中村義則
山本 勳
高見伊三郎
太田改治
太崎信一
山下金藏

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、四箇堰土地改良区の定款変更について、昭和二十八年九月九日認可した。

昭和二十八年九月十五日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百九十八号

鳥取県製炭傳習要綱（昭和二十八年六月鳥取県告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年九月十五日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

第三条を次のように改める。

第三条 削除

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法第八十九条第一項第一号の規定により提出のあつた公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出

の報告書（参議院地方選出議員通常選挙に関するもので昭和二十八年三月二十四日から同年五月四日までの分で前回公表できなかったもの）の要旨は次のとおりである。

昭和二十八年九月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸
公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

候補者氏名	出納責任者	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差引	報告書受理年月日
門田 定藏	河本喜代定	二四、〇〇〇、〇〇〇	一七、三三六、〇〇〇	四、六六四、〇〇〇	昭二八、八、三一

四 主要な寄附者及び支出

（一）寄附者 該当なし
（二）支出

候補者氏名	支出の総額	件数	支出の目的
門田 定藏	九〇、七〇〇	一八	人件費
	一〇、〇〇〇	一	家屋費
	二五、九一三	六	通信費
	九、八三五	五	広告費
	一三、〇〇〇	五	倉庫費

正 誤

昭和二十八年九月八日鳥取県規則第五十八号中誤植があるので、次のとおり訂正する。
頁段 行 誤 正
四下 十三 開拓適地に関する 開拓適地の選定に関する こと

